

所 管 人 事 総 務 部	定 款	区 分 基 本 規 程
------------------	-----	----------------

目 次

<p>第1章 総 則</p> <p>商 号 1</p> <p>目 的 1</p> <p>本店の所在地 2</p> <p>機 関 2</p> <p>公告方法 3</p> <p>第2章 株 式</p> <p>発行可能株式総数 3</p> <p>自己株式の取得 3</p> <p>単元株式数 3</p> <p>単元未満株式についての権利 3</p> <p>株式取扱規程 3</p> <p>株主名簿管理人 3</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>招 集 4</p> <p>定時株主総会の基準日 4</p> <p>招集権者及び議長 4</p> <p>電子提供措置等 4</p> <p>決議の方法 4</p> <p>議決権の代理行使 4</p> <p>議事録 4</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>取締役の員数 5</p> <p>取締役の選任 5</p> <p>取締役の任期 5</p> <p>取締役会の招集権者及び議長 5</p> <p>取締役会の招集通知 5</p>	<p>取締役会の決議の方法 5</p> <p>取締役会の決議の省略 5</p> <p>代表取締役及び役付取締役 6</p> <p>相談役又は特別顧問、顧問 6</p> <p>取締役の報酬等 6</p> <p>取締役会規程 6</p> <p>取締役会の議事録 6</p> <p>取締役の責任免除 6</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>監査役の員数 6</p> <p>監査役の選任 6</p> <p>監査役の任期 7</p> <p>常勤の監査役 7</p> <p>監査役会の招集通知 7</p> <p>監査役会の決議の方法 7</p> <p>監査役の報酬等 7</p> <p>監査役会規程 7</p> <p>監査役会の議事録 7</p> <p>監査役の責任免除 7</p> <p>第6章 計 算</p> <p>事業年度 8</p> <p>剰余金の配当等の決定機関 8</p> <p>剰余金の配当の基準日 8</p> <p>配当金の除斥期間 8</p>
---	--

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社イエローハットと称し、英文ではYELLOW HAT LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 各種自動車、オートバイ、自転車用部分品及び付属用品の輸出入並びに製造、
売買
2. 各種自動車、オートバイ、自転車の輸出入及び売買
3. 各種自動車、オートバイ、自転車の修理及び部分品の脱着並びに鈹金・塗装及び防
錆加工に関する業務
4. 各種自転車及び自転車付属品の製造、販売並びにレンタル業
5. 各種自動車、オートバイ、自転車の工具の販売
6. 各種自動車及び自動車関連用品、オートバイ及びオートバイ関連用品のリース業並
びにレンタル業
7. 各種自動車及び自動車関連用品、オートバイ及びオートバイ関連用品の割賦販売業
務
8. 民間車検場の経営
9. 自動車及びオートバイ整備業、車検業務及び車検に関する指導・相談業務
10. 自動車及びオートバイ定期点検業務の斡旋
11. 金銭貸付業
12. 洗車業及び駐車場業
13. 物流代行業務
14. 事務機器操作、ファイリング、経理事務、秘書、受付、タイプ、翻訳、通訳等の事
務処理の請負
15. 電気通信事業法による通信事業者の代理店及び通信機器の販売並びに携帯電話・簡
易携帯電話・ポケットベル機・自動車電話等、移動体電話の販売
16. 衣料品、日用品雑貨の輸出入及び製造、販売
17. ビデオテープ・ビデオディスク等映像ソフト及び書籍の企画・制作・販売及びそれ
らのレンタル業
18. スポーツ用品・釣具・キャンプ用品等の販売
19. パソコン及びその周辺機器の販売並びに家庭用電子機器、家庭用電化製品の販売
20. ガソリン・オイル・プロパン・重油・白灯油の販売
21. 合成樹脂の加工成型及び製品の販売
22. ペット・園芸・日曜大工用品・家具・インテリア用品・玩具・文具・時計・化粧品

の販売

23. 食料品の販売
24. 広告宣伝・販売促進に関する制作物の販売
25. 飲食店業
26. スポーツ振興投票の実施等に関する法律 18 条及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第 11 条に規定する業務の受託
27. 映画・演劇・スポーツ等各種イベントの企画・実施及びチケットの売買
28. 産業廃棄物収集及び処理
29. 不動産の売買、賃貸並びに斡旋
30. スーパー等大規模小売店舗及び専門店、飲食店等の商業施設の企画・設計・施工・整備・運營業務
31. 事務用機器の販売代理店業務
32. 建物の設計、施行並びに管理
33. 各種船舶及び部分品の販売
34. 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業
35. 宅配便の取次業
36. 金券ショップ経営
37. 通信販売業
38. 郵便切手類販売所等に関する法律に定める郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務
39. 古物売買業
40. 煙草の小売り
41. 介護用品の販売並びにリース
42. 発電及びその管理、運営並びに電気の供給、売買に関する事業
43. 店舗・工場・倉庫・オフィス・住宅・その他建物、及び 駐車場・土地・広告用看板の賃貸借並びに屋外広告業
44. 倉庫業・梱包業及び荷役請負業
45. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は106,067,490株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社の取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録に

より同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役又は特別顧問、顧問)

第27条 取締役会の決議により相談役、特別顧問、顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関しては、法令又は定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 当社の監査役は株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関しては、法令又は定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任

につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 4 2 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 4 3 条 当社は、剰余金の配当金等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 4 4 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 4 5 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときはその支払の義務を免れるものとする。

2 未払いの配当金及び中間配当金には利息を付けないものとする。

附 則

1962年	3月15日	施行
1989年	6月28日	改定
1990年	6月21日	改定
1991年	6月27日	改定
1992年	6月26日	改定
1994年	6月29日	改定
1996年	6月27日	改定
1997年	6月27日	改定
1998年	6月26日	改定
2000年	6月29日	改定
2001年	6月28日	改定
2002年	6月25日	改定
2003年	6月25日	改定
2004年	6月25日	改定
2006年	6月23日	改定
2009年	6月26日	改定
2010年	6月25日	改定
2012年	6月26日	改定
2013年	6月25日	改定
2014年	6月25日	改定
2015年	6月24日	改定
2018年	6月22日	改定
2019年	6月20日	改定
2021年	6月23日	改定
2022年	6月22日	改定
2023年	6月21日	改定
2024年	6月20日	改定